



スポーツから **広**がる 共生社会

障害のある人、ない人。そこにどんな違いがあるでしょう？
たとえばスポーツ。車いすがあれば、バスケットやテニス、ラグビーだってできる。
音の出るボールがあれば、サッカーや卓球だってできる。

誰もが活躍できる共生の京都府へ

京都府障害のある人もない人も
共に安心していきいきと暮らしやすい
社会づくり条例に関する窓口

同条例に基づいて、京都府障害者支援課内に広域専門相談員、市町村に地域相談員を設置し、障害のある方や事業者等からの相談に応じています。

TEL 075-414-4609 (相談専用/平日8:30~17:15)
FAX 075-414-4597 (24時間受付/原則次の業務日に対応)
✉ kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp
(24時間受付/原則次の業務日に対応)



人権問題法律相談
～京都府人権リーガルレスキュー隊～

人権に関わる差別などの問題について弁護士がアドバイスする
特設法律相談を実施しています(無料・秘密厳守)。

弁護士による電話相談
■ 月2回、第1・第3火曜 お一人様20~30分程度
TEL 075-741-6321 (相談専用/14:00~16:00)

面談相談も実施しています 詳しくはWebをご確認ください▶



きょうと府民だより8月号に
関連記事掲載中



「スポーツから広がる共生社会」の特集記事を8月号に掲載しています。
※府内各世帯に無料配布

Webでも
閲覧できます▶

